

○兵庫県理学療法士会研究助成金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県理学療法士会研究助成金(以下「助成金」という。)の運用について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 助成金は理学療法に関する研究及び教育の振興を図ることを目的とし、次に掲げる研究等に対して助成するものとする。

- (1) 基礎研究及び臨床研究に関するもの。
- (2) 研究成果の発表及び刊行に関するもの。
- (3) 文献資料の収集及び学術講演会の開催に関するもの。
- (4) その他医学の研究及び教育に関するもの。

(助成金)

第3条 助成金は、毎年度の事業計画に基づきその研究等を助成する。

(審査委員会)

第4条 助成に関する事項を審議するため、兵庫県理学療法士会研究助成委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会については、別に定める。

(助成金の申請)

第5条 助成金を申請できるもの(以下「申請者」という。)は、次に掲げる者とする。

- (1) 兵庫県理学療法士会会員であり、原則として研究代表者が申請時 40 歳未満のこと。
- 2 助成金による研究等の期間は、原則として1年とする。
- 3 申請者は、原則として助成金を受けようとする前年度の3月31日までに研究助成金申請書(別記様式第1号)を兵庫県理学療法士会学術編集部長(以下「学術編集部長」という。)に提出するものとする。

(助成金の決定)

第6条 学術編集部長は、前条の申請書を受理したときは、委員会に諮るものとする。

- 2 委員会は、前項の申請を原則として毎年4月30日までに審査するものとする。

3 兵庫県理学療法士会学術編集部長は、前項の審査結果に基づき兵庫県理学療法士会理事会の承認を得て助成の決定を行うものとする。

4 学術編集部長は、前項の決定を行ったときは、速やかに申請者に通知するものとする。

(助成金の変更)

第 7 条 助成金を受けた者(以下「研究代表者」という。)が申請内容の変更又は研究期間の変更等をしようとするときは、あらかじめ学術編集部長に報告して承認を受けるものとする。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 研究代表者が第 5 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる者以外の者となる場合は、当該助成金の返還又は同号に掲げる者のうちから研究代表者の交替を行うものとし、前項に規定する承認を受けなければならない。

(助成金の使用制限)

第 8 条 研究代表者は、兵庫県理学療法士会研究助成金申請書により示された用途以外に助成金を使用してはならない。

2 助成金は消耗品および 10 万円以下の備品(消耗品扱い)、旅費交通費に使用できる。10 万円以上の物品や謝金・賃金として使用することはできない。

(研究計画の発表)

第 9 条 助成が採択された研究代表者は、同年度に実施される兵庫県理学療法学術大会に研究計画を発表すること。

(研究成果等の報告)

第 10 条 研究成果は次年度開催される兵庫県理学療法学術大会において研究助成報告として報告すること。また、研究成果を論文として発表することを義務とし、該当論文には本研究助成を受けた旨を記載し、論文別冊を事務局に提出すること。投稿先は当士会学術誌(理学療法兵庫)が望ましいが、他誌に投稿する場合は当士会学術誌に研究助成報告(研究の概要と成果に関する解説記事、1200～1600 字)を掲載することが必要となる。論文の発表期限は研究期間終了後 1 年以内とする。

(会計)

第 11 条 学術編集部長は、助成金に関する収支決算書及び事業計画書を作成し理事会の承認を得るものとする。

第 12 条 助成金の受払い及び出納保管については、事務局において処理する。

(雑則)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、助成に関し必要な事項は、学術編集部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 3 年 3 月 1 日一部改正により、施行する。